

欧州弁護士会評議会 (CCBE)

第二東京弁護士会会員 宮家 俊治 Miyake, Syunji

1 欧州弁護士会評議会とは

(1) 欧州各国の弁護士会の連合

欧州弁護士会評議会 (Council of the Bars and Law Society of the European Union) (以下、「CCBE」と表記する。) は、1960年に設立され、現在は欧州連合 (EU) 加盟25カ国及びその他の欧州経済地域 (EEA) 加盟3カ国 (アイスランド、リヒテンシュタイン及びノルウェー) の弁護士会及び法曹協会によって構成される連合体であって、これら構成する団体を介し、各団体の構成員である70万人以上の弁護士を代表している (このほか、ブルガリア、クロアチア、マケドニア、ルーマニア、スイス、トルコ及びウクライナの7カ国の団体はオブザーバーとされている。)。日弁連との異同は、日弁連が全国の単位弁護士会の連合体である点では共通しているが、CCBEは個々の弁護士を直接の構成員とはしていない点で異なっている。

(2) 本部及び機関

CCBEの本部はブリュッセルに置かれ、その機関として、総会、選挙で選出され任期1年の会長及び副会長 (2名)、事務をつかさどる常設委員会 (Standing Committee) 及び同委員会より任命される任期3年の事務総長がある。さらに、個別専門的な問題に対処するため、会社法、競争法、刑事法、金融法、人権及び欧州人権裁判所との関係、IT法等13個の委員会とADR、弁護士倫理、懲戒問題、離婚、欧州契約法、法律扶助、マナー・ロンドリング等15個のワーキンググループが置かれ、これらの活動状況は、年数回発行される会報CCBE-INFO及び各種重要な局面で発信されるプレスリリースにより対外的に発表される (http://www.ccbe.org/en/news/news_en.htm より入手可能)。

(3) 活動及び弁護士の行動規範

CCBEは、欧州連合及び欧州経済地域における法律実務の適正化を図るために活動し、欧州議会その他各種機関に対する働きかけを通じて、極めて広範な領域について立法の提案を行っている。とりわけ、1988年10月総会決議で成立した「欧州連合における弁護士の行動規範 (Code of Conduct for Lawyers in the European Union)」 (1998年11月及び2002年12月に一部改正された。) は、越境的な法律実務について欧州連合内のすべての弁護士を拘束することを企図されているものであり、現在まで各構成団体の会規または各国の国内立法に取り入れられる様式により、その主要な部分は拘束力を有するに至っている (http://www.ccbe.org/doc/En/code2002_en.pdf より入手可能)。

2 注目される活動

CCBEの各種委員会による活動は広範な分野で多岐にわたるが、以下、注目される活動について若干紹介する。

(1) 人権及び欧州人権裁判所との関係についての委員会

① 同委員会は、2006年3月、「死刑に対する関心に関するCCBE決議案」と題する文書を作成した。その内容は、死刑制度は欧州人権裁判所が「人の奪うことのできない属性」であり「国際的な人権体系上最高の価値を有する」と解釈する生命に対する権利 (right to life) を侵害するものであり、したがって、CCBEは死刑を維持している国家に対し廃止若しくは執行停止を

求めるというものであり (http://www.ccbe.org/en/comites/humanrights_en.htm で入手可能)、いずれ正式な決議となることが予想される。

② 同委員会は、2005年11月、「反テロリズム立法における治安と正義のバランスに関するCCBE声明」を発表し、各国政府に対しテロリズム対策立法において内国の治安と人権及び市民的自由との間に適正な調和を図ることを強く要請する (上記サイトで入手可能)。

(2) 刑事法委員会

同委員会は、拡大する欧州と域内のボーダーレス化に伴い、本来属地的な性質を有する刑事法をいかに適合させるかを模索している。

① 同委員会は、2006年4月、越境的犯罪の管轄競合と二重危険禁止の法理という問題について、欧州委員会の発表したモデル案について、同法理を欧州内に適用する点を積極的に評価しながらも、被告人の権利擁護の観点から、管轄決定手続への手続的保障等さらなる議論が必要である旨の意見を表明する (http://www.ccbe.org/en/comites/criminal_en.htm で入手可能)。

② 同委員会は、2004年12月、「欧州刑事法オンブズマンの設置にむけたCCBE提案」と題する文書を作成し、欧州内の刑事実体法及び手続法の相違を前提として、越境的犯罪の多国間にもわたる刑事手続の処理、複数国内に存在する証拠の開示、さらには異言語通訳に関する法律扶助等の問題に対処するためにオンブズマンの設置を提案する (上記サイトで入手可能)。CCBEは、2006年4月、欧州刑事弁護士会及び欧州法学会とともに、欧州刑事法オンブズマンの設置にむけた会議を開催し、その詳細はおって発表される予定である。

③ 同委員会は、欧州委員会の発表した刑事手続に関するモデル案に対し、(a)無罪推定の原則及びその派生権利、(b)通常事件において特例を設けることの可否、(c)次席裁判、(d)外国人の保釈を簡易化するための保釈条件といった、被疑者・被告人の刑事手続法及び証拠法における権利保障に関して欧州の共通スタンダードの確定を模索し、独自の意見表明を行い、また行うことを予定している (上記サイト及びCCBE-INFO15号7頁参照)。

(3) マナー・ロンドリングのワーキンググループ

同ワーキンググループは、ベルギー弁護士会がマナー・ロンドリング規制の対象として法律実務家を含めるといわれるゲートキーパー問題について国内裁判所に提訴する活動を支援してきた。CCBEは、2005年7月13日、同日ベルギー裁判所が上記事件を欧州裁判所に移送したことを歓迎する旨の声明を発表した (http://www.ccbe.org/doc/Archives/pr_0605_en.pdf で入手可能)。

3 日弁連との交流

日弁連は、CCBEとの間で、これまで国連やIBA (International Bar Association) 等の主催する各種国際会議の席上で接触してきたが、2005年、中華全国律師協会 (ACLA) を交え三極会議を立ち上げ、第1回会議は同年4月本邦で会員向けセミナーと併せ開催され、第2回会議は2006年7月南京で開催される予定である。